又は現物出資法人	、現物出資法人又は現物分配法人
又は適格分割型分割にあつては、当該適格合併又は適格分割型分割の日の前日	にあつては当該適格合併の日の前日とし、残余財産の全部の分配に該当する適格現物分配にあつては当該適格現物分配に係る残余財産の確定の日とする。
第四十七条第三項	旧効力措置法第四十七条第三項

附則第百十九条の表第六十八条の六十五第一項の項を次のように改める。

第六十八条の六十五第一項	旧効力措置法第六十一条の二第一項
適格事後設立	適格現物分配
第六十一条の二第二項	旧効力措置法第六十一条の二第二項

第百三十九条　所得税法等の一部を改正する法律（平成二十一年法律第十三号）の一部を次のように改正する。

附則第四十条第十二項後段を次のように改める。

この場合において、同条第四項中次の表の上欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

適格事後設立	適格現物分配（以下この項において「適格合併等」という。）
適格合併、適格分割又は適格現物出資（以下この項において「適格合併等」という。）	適格合併等
又は現物出資法人	、現物出資法人又は現物分配法人
又は適格分割型分割にあつては、当該適格合併又は適格分割型分割の日の前日	にあつては当該適格合併の日の前日とし、残余財産の全部の分配に該当する適格現物分配にあつては当該適格現物分配に係る残余財産の確定の日とする。
第六十八条の三十四第三項	所得税法等の一部を改正する法律（平成二十一年法律第十三号）附則第五十六条第十二項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第五条の規定による改正前の租税特別措置法第六十八条の三十四第三項

附則第四十条第十四項後段を次のように改める。

この場合において、同条第二項中次の表の上欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

適格事後設立	適格現物分配
適格合併、適格分割又は適格現物出資	適格合併等
又は現物出資法人	、現物出資法人又は現物分配法人（以下この項において「被合併法人等」という。）
適格合併若しくは適格分割型分割の日の前日又は当該適格分社型分割若しくは適格現物出資の日	適格合併等の日（適格合併にあつては当該適格合併の日の前日とし、残余財産の全部の分配に該当する適格現物分配にあつては当該適格現物分配に係る残余財産の確定の日とする。）

第六十八条の三十五第一項	所得税法等の一部を改正する法律（平成二十一年法律第十三号）附則第五十六条第十四項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第五条の規定による改正前の租税特別措置法第六十八条の三十五第一項
被合併法人、分割法人、現物出資法人又は事後設立法人	被合併法人等

附則第四十一条第一項中「及び第十一項から第十八項まで」を「、第十一項から第十五項まで及び第十八項」に改め、同項の表第四項から第七項までの項中「から第七項まで」を削り、同項の次に次のように加える。

第五項	第六十八条の四十五第一項	旧効力措置法第六十八条の四十五第一項
	、適格現物出資又は適格事後設立	又は適格現物出資
	合併又は分割型分割の日	合併の日
第五項第二号	合併又は分割型分割	合併
	合併法人又は分割承継法人	合併法人
第六項及び第七項	第六十八条の四十五第一項	旧効力措置法第六十八条の四十五第一項

附則第四十一条第一項の表第十六項の項及び第十七項の項を削り、同条第四項中「合併又は分割型分割の日」を「合併の日」に改め、同項第二号中「又は分割型分割」を削る。

附則第五十六条第十二項後段を次のように改める。

この場合において、次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

第三項	第四十七条第三項	所得税法等の一部を改正する法律（平成二十一年法律第十三号）附則第四十条第十二項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第五条の規定による改正前の租税特別措置法（次項において「旧効力措置法」という。）第四十七条第三項
第四項	適格事後設立	適格現物分配（以下この項において「適格合併等」という。）
	適格合併、適格分割又は適格現物出資（以下この項において「適格合併等」という。）	適格合併等
	又は現物出資法人	、現物出資法人又は現物分配法人
	又は適格分割型分割にあつては、当該適格合併又は適格分割型分割の日の前日	にあつては当該適格合併の日の前日とし、残余財産の全部の分配に該当する適格現物分配にあつては当該適格現物分配に係る残余財産の確定の日とする。
	第四十七条第三項	旧効力措置法第四十七条第三項